

重要事項説明書

この重要事項説明書は、電気事業法第2条の13第1項に基づく供給条件の説明および書面交付に代わるものとして、当社との電気需給契約の内容をお客さまにわかりやすく説明するものです。

1. 申込み方法

当社の「電気需給約款」等の供給条件を承諾のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

2. 電気需給契約の成立および契約期間

- (1) お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、需給契約を解約した日までといたします。

3. 需給の開始

当社は、所定の手続きを経たのち、需給開始日より電気を供給いたします。この場合の需給開始日とは以下のとおりとし、当社より書面にてお客さまに通知いたします。

- (1) 他の小売電気事業者からの切り替えにより需給を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する検針日とします。
- (2) 引越し等の理由で新たに需給を開始する場合は、原則としてお客さまの希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも契約関係が無い状態で当該需要場所にて需給を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合には、需給を開始した日とします。

4. 料金の算定方法、算定期間、検針日と計量日

- (1) 料金は、電気料金プランにもとづいて計算されます。電気料金プランには適用条件、供給電気方式、供給電圧および周波数、契約電力等を定めます。なお、料金は、原則として需給開始日から適用いたします。
- (2) 料金の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、需給を開始した場合は需給開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、需給契約を解約した場合には直前の計量日から解約日の前日までの期間といたします。

5. 工事費等の負担

- (1) 当社が送配電事業者の託送約款に基づいて工事費の負担を求められる場合には、当社は、その負担金およびその支払いに必要な手数料等をお客さまより申し受けます。電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始にいたらないで需給契約を解約される場合は、当社は送配電事業者の託送約款に基づいて請求された費用、およびその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。
- (2) 必要な計量器、その付属装置（計量器箱および計量情報を伝送する為の通信装置等をいいます）は、原則として送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、配線・配管工事等でとくに多額の費用を要するものについては、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けさせていただくことがあります。

6. 料金の支払義務、支払方法、支払期日および支払期限

- (1) 料金の支払義務が発生する日は、料金の請求日といたします。ただし、需給契約を解約した場合は、解約日といたします。料金の支払期日は、原則として支払義務発生日の翌日から20日といたします。
- (2) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。ただし、振込みにより支払っていただく場合の手数料はお客様にご負担いただきます。
- (3) お客さまが料金支払期日を経過してなお支払いにならない場合には、当社は、支払期日の翌日からお支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。なお、延滞利息は、その算定の対象となる料金から消費税等相当額を差し引いた金額に年率14.6%を超えない値を乗じて算定して得た金額といたします。遅延利息の計算に関しては、お客様と当社との契約期間内に契約容量の変更があった場合には、当該変更発生時に関する請求書は変更前の契約内容に基づく場合があります。それ以降の請求書においては変更後の契約容量が適用されます。

7. 契約内容の変更、解約

- (1) お客さまが需給契約の変更を希望される場合は、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 引越し等の事由によりお客さまが需給契約を解約しようとする場合には、あらかじめ解約希望日を定めて、当社所定の方法によって通知していただきます。需給契約は、原則として、お客さまから通知された解約希望日に解約いたします。
- (3) お客さまが電気需給約款に定める所定の解約条件に該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがございます。

8. 供給開始後の需給契約の変更または解約に伴う料金の精算

- (1) お客さまが電気の使用を開始の後、契約容量または契約電力を新たに設定、または増加された日以降1年に満たないで、需給契約を解約する場合、もしくはお客さまが契約容量または契約電力を減少しようとする場合において、送配電事業者の託送約款に基づき当社が送配電事業者より料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。
- (2) お客さまが需給契約を解約しようとする場合、当社は当社所定の手数料を申し受けることがあります。

9. 違約金

お客さまが、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用され、あるいは契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用され、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた全額の3倍に相当する金額を、違約金としてお客さまより申し受けます。

1 1. 需要場所への立入りや保安の協力

当社の電気需給約款および一般送配電事業者の定める託送供給等約款に基づき、お客さまには、需要場所への立ち入りを承諾していただきます。また、同約款に基づき保安のため、お客さまのご負担で必要な措置を講じていただく場合があります。

1 2. 電気需給約款の変更

- (1) 当社は電気需給約款を変更することがあります。変更後の同約款は、当社のホームページに掲載することによりお知らせいたします。
- (2) 供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付をインターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

1 3. その他

- (1) お客さまが現在ご契約の小売電気事業者から契約を切り替える際には、違約金の支払い等、不利益を生じる場合がありますので、詳細は現在ご契約の小売電気事業者とのご契約内容をご確認ください。
- (2) 当社は、本重要事項説明書、電気需給約款およびプライバシーポリシーを当社のホームページに掲載いたします。

1 5. 小売電気事業者・問合せ先

小売電気事業者 ズームエナジージャパン合同会社
 (小売電気事業者登録番号：A0365)
 〒105-0013
 東京都港区浜松町一丁目10番17号KOYO BUILDING 6階
問い合わせ先カスタマーケアセンター：フリーダイヤル0120-227-297
 受付時間：平日9時～20時、土曜10時～17時
 (日曜・祭日・年末年始除く)

本重要事項説明書は2019年5月8日より適用するものとします。